

## 「SMARTNA カード」会員特約

本特約は、「NKCカード会員規約」の各条項に対し優先されるものとします。尚、この特約に定めのない事項については、「NKCカード会員規約」の各条項が適用されるものとします。

1. 第35条(カードショッピングの支払金等の支払方法)2項4項を以下の内容に読み替えます。

①カードショッピングの支払金の支払方法はリボルビング払い(元利定額残高スライド返済方式)のみとします。包括信用購入あっせんの手数料は、毎月末日(以下、「締切日」といいます。)のカードショッピングのリボルビング月末元本残高に対して1.25%を乗じた額とし毎月の弁済金に含まれるものとします。手数料の実質年率は15.0%です。ただし、新規ご利用分に対する利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象としないものとします。

②元利定額残高スライド返済方式の毎月の弁済金は下表の通りとします。下表記載の残高が、10万円増加する毎に弁済金が5,000円加算されるものとします(ただし、利用残高に包括信用購入あっせんの手数料を加えた金額が弁済金以下となる場合は当該金額)。

| 月末元本残高              | 翌月弁済金(手数料含む) |
|---------------------|--------------|
| 1 ~ 100,000 円       | 5,000 円      |
| 100,001 ~ 200,000 円 | 10,000 円     |
| 200,001 ~ 300,000 円 | 15,000 円     |
| 以下増額100,000円ごとに     | 5,000円加算     |

③ボーナス併用リボルビング払いのボーナス支払月は夏期と冬期の当社が定めたもののうちから会員がカード申込時に指定した支払月とし、最初に到来したボーナス支払月よりお支払いいただけます。入会申込時に会員の指定がない場合は、8月12月とします。また、ボーナス支払月の加算金額(1,000円単位)は会員があらかじめ届け出るものとします。なお、会員の申し出があり当社が認めた場合、ボーナス支払月の変更、ボーナス加算額の変更ができるものとします。

【お支払例】4月1日に30,000円のご利用があった場合

|                                    |                          |
|------------------------------------|--------------------------|
| ●1回目(5月27日)                        | 以降弁済金は                   |
| 弁済金 5,000円                         | 7月27日 5,000円(内、手数料 253円) |
| 手数料充当分 0円 初回手数料無料                  | 8月27日 5,000円(内、手数料 194円) |
| 元金充当分 5,000円                       | 9月27日 5,000円(内、手数料 134円) |
|                                    | 10月27日 5,000円(内、手数料 73円) |
|                                    | 11月27日 978円(内、手数料 12円)   |
|                                    | で完済となります。                |
| ●2回目(6月27日)                        | ご利用可能枠の範囲内で繰り返しご利用される    |
| 弁済金 5,000円                         | 場合には、利用残高が変動するため、支払期間、   |
| 手数料充当分 (30,000円-5,000円)×1.25%=312円 | 支払回数も変更となります。            |
| 元金充当分 5,000円-312円=4,688円           |                          |

2. 任意弁済金について

第41条(カードショッピングリボルビング払いにおける任意弁済金の特約)を適用するものとします。

3. 「あとからリボ払いサービス」・「リボ宣言」について

「SMARTNA カード」はリボ払い専用カードですので、第35条第3項「あとからリボ払いサービス」及び第40条「リボ宣言」は適用しないものとします。